

次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
毎月勤労統計調査の現状と今後の改善について	<p>○毎月勤労統計について、令和4年（2022年）1月のローテーション・サンプリングへの全面移行に向け、実査機関とも十分に連携し、着実かつ円滑に取り組むを推進する。また、その間の結果公表について、移行期間である旨の説明を入れる等、利用者の混乱を招かないよう配慮するとともに、継続標本による参考指標を平成30年度（2018年度）以降も継続して公表する。【No. 15】</p> <p>○毎月勤労統計について、本調査の母集団を事業所母集団データベースの年次フレームに変更するに当たって、標本抽出方法や復元方法を検討する。【No. 16】</p>
これまでの統計委員会の意見	<p>＜諮問第 155 号の答申（令和3年8月27日）毎月勤労統計調査＞ 別紙参照</p> <p>＜次期基本計画の策定に際しての統計委員会委員の意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月勤労統計調査について、中規模・小規模事業所の精度向上（調査対象事業所の積み増し）、母集団労働者数の精度向上（ベンチマーク更新の早期化・頻度向上、毎月延長推計される母集団労働者数の精度向上）が必要ではないか。 ○ 季節調整法は現在「X-12-ARIMA」のうち、過去との継続性を重視し、「X-11 デフォルト」というオプションを用いているため、見直しが必要ではないか。
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p>＜令和3年度統計法施行状況報告（暫定版）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年（2022年）1月よりローテーション・サンプリングへの全面移行を完了した。また、入替え方法を変更したことについての説明資料をホームページに掲載するとともに、継続標本による参考指標も公表を続けている。 また、更なる精度向上に向けて、厚生労働統計の整備に関する検討会の下に令和3年（2021年）7月より「毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ」を立ち上げ、検討を行っている。【厚生労働省】 ○ 平成30年（2018年）からローテーション・サンプリングを導入している。これに伴い、調査の母集団として事業所母集団データベースを用い、毎年最新の母集団を用いるとともに、抽出率逆数を用いた復元処理を行っている。 また、毎月勤労統計調査においては、全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたが、令和元年（2019年）6月分調査から全数調査を実施するとともに、復元に必要なデータ等が存在しないため再集計を行うことができなかった平成16年（2004年）～平成23年（2011年）の結果について「時系列比較のための推計値」を作成して公表した。【厚生労働省】
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行基本計画における課題については、一定の進展があったものと評価できるが、一方で更なる精度向上のための課題が残されていることから、今後も引き続き検討を行っていく必要があるのではないかと。 <p>＜基本的な考え方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月勤労統計調査について、母集団労働者数の推計方法や季節調整法の見直しなど、更なる結果精度の向上を目指し、調査の改善に取り組む。【厚生労働省；令和5年度（2023年度）より実施する。】
備考（留意点等）	

＜諮問第 155 号の答申（令和 3 年 8 月 27 日）毎月勤労統計調査＞（公的統計の整備に関する基本的な計画、過去の答申における今後の課題への対応状況）

(1) 公的統計の整備に関する基本的な計画への対応状況

本調査については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和 2 年 6 月 2 日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、表のとおり、検討課題が掲げられている。

表 基本計画「別表今後 5 年間に講ずる具体的施策」（抜粋）

項目	具体的方策	担当府省	実施時期
1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等	① 毎月勤労統計について、令和 4 年（2022 年）1 月のローテーション・サンプリングへの全面移行に向け、実査機関とも十分に連携し、着実かつ円滑に取組を推進する。また、その間の結果公表について、移行期間である旨の説明を入れる等、利用者の混乱を招かないよう配慮するとともに、継続標本による参考指標を平成 30 年度（2018 年度）以降も継続して公表する。	厚生労働省	令和 4 年（2022 年）1 月までに実施
	② 毎月勤労統計について、本調査の母集団を事業所母集団データベースの年次フレームに変更するに当たって、標本抽出方法や復元方法を検討する。	厚生労働省	平成 30 年度（2018 年度）から実施
2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備 (3) 働き方の変化等をより的確に捉える統計の整備	③ 労働力調査及び毎月勤労統計調査について、両調査の調査方法や調査事項の相違点を整理した上で、集計表における労働者区分や用語の対応関係等を両調査のウェブサイト等において明確にするとともに、利用者の利便性向上に向け、両統計の活用資する有用性の高い情報の提供等に関して具体的方策を検討し、情報提供の充実に努める。	総務省、厚生労働省	平成 30 年度（2018 年度）から実施する。

①について、厚生労働省は、令和 4 年（2022 年）1 月のローテーション・サンプリングへの全面移行に向け、現在移行期間中であるとしており、また、入替え方法を変更したことについての説明資料をホームページに掲載するとともに、継続標本による参考指標も公表を続けている。

また、厚生労働省は、更なる精度向上に向けて、厚生労働統計の整備に関する検討会の下にワーキンググループを立ち上げ、今後検討を行う予定であるとしている。これらについては、一定程度対応が進んでいるが、引き続き状況を注視する必要がある。

②について、厚生労働省は、平成 30 年（2018 年）からローテーション・サンプリングを導入しており、現在移行期間中である。これに伴い、本調査の母集団として事業所母集団データベースを用い、毎年最新の母集団を用いるようにしており、また、抽出率逆数を用いた復元処理を行っている。

また、厚生労働省は、令和元年 6 月分調査から、東京都の 500 人以上規模の事業所の全数調査を実施するとともに、復元に必要なデータ等が存在しないため再集計を行うことができなかった平成 16 年から 23 年までの結果について「時系列比較のための推計値」を作成して公表した。

これらについては、一定程度対応が進んでいるが、引き続き状況を注視する必要がある。

③について、厚生労働省は、平成 30 年度（2018 年度）に本調査のウェブサイトにおいて、本調査と労働力調査（基幹統計調査）の調査方法や調査事項の相違点、就業者・常用労働者などの用語の定義の対応関係を整理し掲載した。また、両調査の労働時間の算出方法や比較を行う際の留意点を掲載しており、適当である。

(2) 過去の答申における今後の課題への対応状況

本調査については、過去の答申において、以下の検討課題が指摘されている。

<諮問第 141 号の答申（令和 2 年 7 月 10 日）毎月勤労統計調査>（今後の課題）

- ① 厚生労働省は、本年度の特別調査に代わり、常用労働者 5 人未満の事業所を対象に代替調査を実施し、令和 3 年 5 月上旬に公表される令和 3 年 1 月から 3 月までの Q E の雇用者報酬の推計に活用できるよう、令和 3 年 4 月末までに集計結果を公表することが必要である。
その際、厚生労働省は、令和元年調査の回答情報等を有効に活用して回収率の低下に伴い懸念される精度悪化に対応するための補助情報を併せて作成し、調査結果を活用する者に提供することが必要である。
- ② 代替調査を従前の特別調査と比較し、どのような課題や影響があったかを調査実施後に分析するとともに、当該分析結果を踏まえ、行政記録情報やその他の情報の活用も含め、危機に強い特別調査の在り方について検討を行うことが必要である。
- ③ 常用労働者 5 人以上 30 人未満の事業所に対してこれまで実施してきた調査員及びオンラインによる調査方法に加え、郵送方式を併用する変更がどの程度統計に影響を与えたかを調査実施後に分析する必要がある。

<諮問第 124 号の答申（平成 31 年 1 月 30 日）毎月勤労統計調査>（今後の課題）

- ① 「毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況に関する意見」において具体的措置が求められている事項のうち、「2）調査計画に記載された 33,200 事業所を対象とする調査を履行すること」について、速やかに実施すること。
- ② 全数調査の実施に際しては、調査対象事業所に対し丁寧に説明を行うこと。
- ③ 本件については、案件の重要性に鑑み、今後の進捗に関して適時適切に本委員会に報告すること。

<諮問第 97 号の答申（平成 29 年 1 月 27 日）毎月勤労統計調査>（今後の課題）

調査票情報の長期保存を可能とするため、地方調査に係る調査票情報の保存体制（保存責任者及び保存期間）について、厚生労働省は、早急に都道府県と調整を行う必要がある。

諮問第 141 号の答申における検討課題①について、厚生労働省は、令和 2 年は特別調査の代替調査として「小規模事業所勤労統計調査」（一般統計調査）を実施し、令和 3 年 4 月 28 日に集計結果を公表している。公表に当たっては、小規模事業所勤労統計調査と令和元年特別調査の両方に回答した事業所に限定して令和元年特別調査を集計することで、回収率の低下等に伴う両調査の回収率の較差等の影響を可能な限り除去した比較情報を提供しており、適当である。

同じく②について、厚生労働省は、小規模事業所勤労統計調査においては、回収率の低下等の課題はみられたが、郵送・オンライン調査でも一定の結果が得られることを確認できたとしており、令和 3 年特別調査から、災害等により調査員調査の実施が困難な場合に限定して、郵送調査又はオンライン調査を実施可能とするよう計画を変更しており、適当である。

同じく③について、厚生労働省は、常用労働者 5 人以上 30 人未満規模の事業所について、調査員調査の実施が困難な場合の郵送調査を導入してからおおむね 1 年が経過することから、今後、各都道府県の郵送調査の実施状況を確認し、分析を行うとしており、引き続き状況を注視する必要がある。

次に、諮問第 124 号の答申における検討課題①について、厚生労働省は、令和 3 年 1 月と令和 4 年 1 月の部分入替え実施時に、段階的に調査対象事業所を増加させ、

令和4年1月以降は調査計画どおりとなる見込みであり、一定程度対応が進んでいるが、引き続き状況を注視する必要がある。

同じく②について、厚生労働省は、令和元年6月から東京都の500人以上規模の事業所に対する全数調査を実施するに当たって、追加で調査対象となる事業所に対しては必要な説明を行ったとしており、適当である。

同じく③について、厚生労働省は、上記の実施状況等について、適時統計委員会に報告しており、適当である。

諮問第97号の答申における今後の課題への対応状況については、前記1（2）ウのとおり、本申請により変更することとしており、適当である。